

現代米政策に関するノート

—アメリカとタイ—

神前 樹利

はじめに

- I. アメリカの米政策
- II. タイの米政策
- III. 米政策における財政負担
- IV. 米政策の課題

はじめに

一般に、農産物の国内市場においては、価格支持政策や流通規制などを通じて国家的介入が行なわれている。しかし、国際農産物市場では国内市場における国家に相当する介入機関は存在しない。この限りでは、国内市場の競争の制限性に対して、国際市場では自由競争とそれにもとづく価格形成の可能性があるといえよう。しかし、それはあくまで可能性であって、「このことは今日の国際農産物市場が自由な競争にもとづく本来の市場機能を果たすのに十分な条件を有していることは意味しない。むしろそれは各国の政策的介入によって人為的に歪められた性格をもち、例えば、商品の競争力は、商品じたいよりも政策の『競争力』を反映する」¹⁾のである。これは農産物輸出国、とりわけアメリカやEUの穀物輸出などに妥当することであろう。ア

メリカもEUもともに穀物生産を価格支持政策のもとで手厚く保護しており、このことがまた過剰の発生をもたらしている。通常、価格支持政策によって国内価格は国際価格より高く設定されており、そのため（過剰処理を含む）輸出には補助金が出されることになる。このことから、国際農産物市場で「形成される国際価格はもはや世界農業の限界的供給条件を反映せず、しばしば過剰生産を有する国の輸出補助金の水準によって決定されることになる」²⁾。のちにみるアメリカの米輸出はこの典型である。ここで確認しておきたいのは、国際市場での価格は自由競争下で形成される「適正価格」ではなく、輸出国の政策によって大きく左右されるということである。国際農産物市場では、ちょっとぐらいの不作やまた豊作で価格が乱高下しないほど、農産物の世界貿易への出回り率が高く、どの輸出国もとるに足りぬほどの輸出シェアしかもたないような条件下で価格形成がなされているわけではないのである。このことから、国際

1) 紙谷貢・是永東彦編『農業保護と農産物貿易問題』農林統計協会、1985年、p. 11.

2) 紙谷・是永編、前掲書、p. 12.

農産物市場では輸出国の価格（支持）政策はきわめて重要な意味をもつであろう。

小論では、両国で世界の米輸出量の半分以上のシェアを占める代表的米輸出国であるアメリカとタイの米政策を素描し、国際米市場の構造の実態を解明する手掛の1つとしたい。また、わが国は1995年度からウルグアイラウンド農業合意にもとづく米のミニマムアクセス（95年度は精米換算で約38万t）を受け入れる。米輸出国の米政策の動向分析は、わが国にとってますます重要となっているのである。小論はそのための準備作業の1つでもある。

I. アメリカの米政策

アメリカの米政策の歴史は古く、その出発点は世界恐慌下に成立した1929年農産物流通法にさかのぼる。しかし、今日のアメリカの米政策の基本的骨格を与えたのは、1938年農業調整法である。すなわち、本法において、作付制限、販売割当て、償還請求権のない融資（ローンレート）といったことがはじめて明文化されたのである。しかし、このローンレート制度は米には1941年産まで適用されることはなかった。

さて、第2次大戦後、国際市場において米は過剰基調に入り、アメリカはその過剰処理対策として、1954年農産物貿易促進援助法（PL 480号）のもとで、主としてアジア向けの政府ベースの米輸出を大きく増大させていくと同時に、55年から供給制限策として販売割当てを実施した。また、1956年農業法では、奨励金の交付によって既定の米作付面積の一層の削減とその保全的利用を意図した耕地封鎖銀行制度と、米の輸出価格を国内価格より引下げることを認めた二段階米価格支持制度が導入された。1958年農業法では、ローンレートの下限引下げが認められた。60年代のケネディ＝ジョンソン時代も、米政策は過

剰処理対策に終始した。こうした政策方向が大きな転機をむかえたのは、70年代初めの世界食糧危機、そのもとでの国際米価格の急騰である。この国際米市場の変化に対して、アメリカは73年に二段階米価格支持制度の廃止（実質的には輸出補助金の廃止）と74年の販売割当て停止によって、輸出拡大をめざした。76年には75年米生産法にもとづいて、目標価格制度が導入され、それによって目標価格と市場価格またはローンレートとの差が不足払いとして支払われることになった。また、作付割当て面積の引上げ（180万エーカー）によって、これまで制限されていた米生産への新規参入が可能となった。さらに、77年食糧農業法、81年農業食糧法では、ローンレートと目標価格（前者は価格支持水準、後者は所得保障水準をあらわす）が相対的に高く設定された。

80年代に入ると、国際米市場は再び過剰基調となった。そこへ前述の米の相対的高価格支持とドル高が重なり、アメリカ米の国際競争力は急落し、その結果70年代後半から80年代初めを特徴づける増産体制下にあった米生産は連邦政府の米在庫を急増させることになった。こうして、82年から再びアメリカは米供給削減策に転換することを余儀なくされ、82年から大幅な減反が実施された。いわゆるセットアサイドとディヴァージョンである。前者は作付基準面積を一律に無償で減反するものである。作付基準面積とは通常年の国内需要と輸出需要を加えて米の必要量をまず決め、全国平均単収にもとづいてそれに対応する米作付面積を求め、それを過去の実績にもとづいて各生産者に割当てられたものである。後者は、1983年を例にとると、セットアサイドにさらに5%の減反率を上乗せし、麦などの作付削減計画対象作物以外のたとえば野菜などに転作した場合に、耕地面積に水稻基準収量に乗じて転作しない場合に得られるであろう収量に応じて交付金が支給される有償減反

表一 1 アメリカにおける米の生産調整・価格支持・所得保障の推移¹⁾

	単位	1981/82	82/83	83/84	84/85	85/86	86/87
生産調整計画参加率 ²⁾	%		78	96	87	90	94
セットアサイド	%		15	15	25	20	35
ディヴァージョン	%		0	5	0	15	0
休耕面積	万 ha		16	70 ³⁾	32	50	50
目標価格	ドル/t	295	295	295	328	328	328
ローンレート	‰	221	225	225	221	221	199
リペイメントレート	‰					97 ⁴⁾	95 ⁵⁾
市場価格	‰	250	224	242	224	105 ⁴⁾	104 ⁵⁾

注：1) 年度は米穀年度，たとえば1981/82は1981年8月から82年7月である。

2) 面積ベース。

3) P I K計画による減反を含む。

4) 86年6月。

5) 86年12月。

原資料は USDA, Agricultural Outlook, March 1987 他。

出所：日本農業年鑑刊行会『日本農業年鑑1988年版』家の光協会，1987年，p. 68。

のことである（表一1を参照）³⁾。また，83年にはいわゆるP I K計画が実施され，参加農場に対し米の現物支払いが行なわれた。だが，これらの諸措置も在庫を基本的に減少させることはできず，ついに86年4月から1985年食糧安全保障法によって認められたマーケティングローン制度が導入・実施された。同制度は米在庫を減らし，アメリカの国際米市場支配の切札ともいふべきものである⁴⁾。

以上の大まかなアメリカ米政策の流れを念頭に置きながら，以下現在のアメリカ米政策をみておこう。

まず，図一1によって米の価格支持・所得保障メカニズムをみることにしよう。(I)は1976年以降86年3月までとられてきた米の価格支持・所得保障メカニズムである。目標価

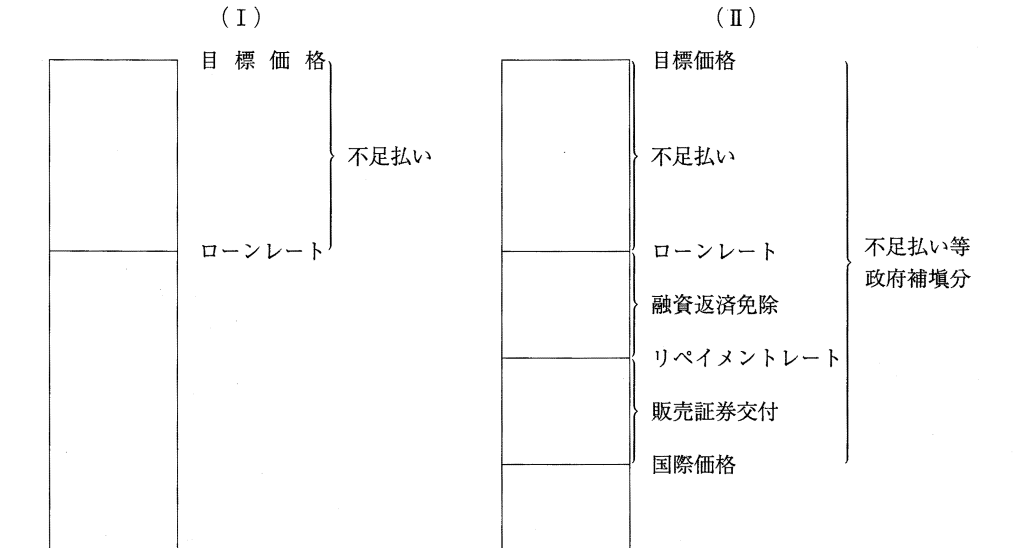
格水準は一般的にいて，米生産農場の平均生産費を償う水準に決められるから⁵⁾，目標価格はその意味では米の再生産を保障するという性格を有する。他方，ローンレートは市場価格の下支え的性格をもつといえよう。市場価格が目標価格より高い水準にある場合，このメカニズムは機能しないのであり，1970年代後半がこの場合に妥当する。このメカニズムが十全に機能するのは，市場価格がローンレート以下になるような米過剰状態における場合であろう。通常，農場は米を担保として商品金融公社(CCC)からローンレート水準での融資を受けることができ(融資期間は9カ月)，もし米の市場価格がローンレート水準より十分な上昇があった場合にはこの融資を返済し，米を請け戻して市場で売却する。しかし，もし米の市場価格がローンレート水準を上回って上昇しないなら，米を担保流れとし，融資返済を免れうるのである。その結果，米過剰状態では米の市場価格はロー

3) 農林水産省農蚕園芸局農産課監修『日本の稲作』地球社，1984年，p. 371。逸見謙三監修・全国農業協同組合中央会編『アメリカの農業』筑波書房，1984年，pp. 61-62。

4) 以上は主として，ボワーズ他(杉崎真一編訳)「アメリカの農業政策小史——戦後を中心として——」『のびゆく農業』703~704号，1986年による。

5) 81年農業食糧法では，目標価格水準の決定に対する農務長官の裁量権の拡大が認められたが，その場合でも生産費は目標価格水準の決定の重要な指標であることに変わりはない。

図一 米の価格支持・所得保障メカニズムとマーケティングローン制度（アメリカ）



ンレート水準に規制されることになるであろう。なお米作農場の実際の受取額（＝所得）は目標価格が設定されているのでこれに不足払い分を加えたものとなる。目標価格マイナスローンレートの額が不足払いの上限となっているのである。

次に、図一（II）は86年4月から実施されているマーケティングローン制度である。これは（I）の制度に新たにリペイメントレート（融資返済レート）を導入したものである。つまり、（I）ではローンレートとリペイメントレートは同一だったのであるが、（II）ではCCCへのリペイメントレートを安くした。たとえば、86～87年ではそれはローンレートの50%または国際価格のいずれか高い方を選ぶということであった⁶⁾。さらに、国際価格がリペイメントレートより低い場合、その差額が販売証券の形で交付される。これによってアメリカの米が国際価格水準で販売可能となることは明白であろう。表一をみられた

い。86年4月を境として、アメリカの米市場価格はそれ以前ではローンレートによって、それ以降ではリペイメントレートによって規制されているのがわかるであろう。アメリカの米価格支持の方法の（I）→（II）の変化は、アメリカ米の国際競争力を大きく高めたことはいうまでもない。表二にみられるように、アメリカ米の価格は80年代前半ではタイ米の2倍近い水準にあったにもかかわらず、87年にはほぼ同水準となっている⁷⁾。輸出量でも、アメリカ米は1980年水準（当時としては世界のトップ水準）を回復している（表一参照）。なお、アメリカの場合日本と異なり、生産調整計画への参加が価格支持・所得保障を受ける際の要件となっている。したがって、価格支持・所得保障を必要としないなら減反しなくていいわけである。しかし、86/87年の米生産農場の生産調整計画参加率は94%にのぼった⁸⁾。また、同年から一層減反を推進するため、50/92条項が追加・適用され

6) 日本貿易振興会『主要先進国における農業の現状と農業政策動向』同会、1988年、p. 19.

7) 日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑1988年』家の光協会、1987年、p. 68.

8) 同上書、p. 68.

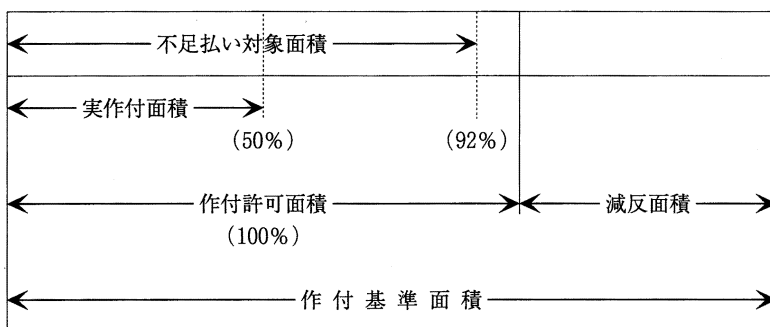
表一 2 アメリカ米とタイ米のオランダ・ロッテルダム港渡し (cif) 価格の比較

(単位：精米のドル/t)

	1981/82	82/83	83/84	84/85	85/86	87. 11月
アメリカ米	530	488	527	495	418	224
タイ米	446	336	328	267	236	218

注：アメリカ米は No. 2, 袋詰め, タイ米はグレード B, バルクである。
 原資料は USDA, Rice Situation and Outlook Report, April 1987.
 出所：表一 1 に同じ。

図一 2 米の生産調整・50/92条項のしくみ (アメリカ)



ている。これは前述の生産調整計画の下で、さらに作付許可農地面積の50~92%を作付け、残りを保全目的で減反した場合、その作付許可面積の92%を作付けしたのと同等の不足払いがなされるというものである⁹⁾。つまり、米農場は通常の半分に作付けるだけで、92%分の不足払いを連邦政府から受取れるのである (図一 2 参照)。

以上から明らかなように、アメリカの米政策は1970年代といういわば特殊な時代を除いて、一貫して米過剰への対応を基本的特徴としているといえよう。生産調整計画による米の供給面からの直接的コントロール, P I K

表一 3 世界の米輸出 (精米)

(単位：百万 t)

国別	暦年	1980	1985	1989
タイ		2.8	4.1	6.0
アメリカ		3.1	1.9	3.0
ベトナム		—	—	1.4
パキスタン		1.1	0.7	0.8
インド		0.5	1.0	0.4
中国		1.4	1.0	0.4
オーストラリア		0.5	0.3	0.5
世界計		13.0	11.2	13.7
貿易比率 (%)		5.0	3.6	4.1

注：原資料は FAO, 『Food Outlook』(1993年, 11月) 及び「年報」
 出所：食糧庁『米麦データブック1994』

9) National Center for Food and Agricultural Policy Resources for the Future, Center for Agricultural and Rural Development Iowa State University and Farm Foundation (中川光弘訳)「デカップリング農業計画」『のびゆく農業』771号, 1989年, p. 26.

計画による米の現物支払い, マーケティングローン制度による米輸出力の強化 (=ダンピング) などはその具体的内容をなす。だがその一方で、アメリカ米といえども生産者に対しては目標価格を設定して所得保障を行なう

という手厚い保護措置がとり入れられている点も見落としてはならない。

II. タイの米政策

タイは稲作国であり、アメリカと並ぶ代表的な米輸出国である。米輸出の財政・貿易に及ぼす影響は、かつてほどではなくなったが、それでも米輸出額はタイの全輸出額の11.6% (1985年) を占めている¹⁰⁾。また、米の輸出による財政収入は86年のライスプレミアム制度の廃止によってほとんどなくなったが、50～60年代は総財政収入の10%前後を占めていた¹¹⁾。そのため、タイの米政策は戦後一貫して今日まで、輸出関連政策を主体とし、国内では米価格は基本的に自由価格である。1955年までは国内においては、精米所渡価格のみが統制されていたが、これとても政府が輸出用の米をこの統制された価格で購入し、これより高い国際価格で輸出して利益をあげるためであった。1955年、この政府による独占的輸出事業はライスプレミアム制度に代替された¹²⁾。

さて、1974年農業協同組合省管轄下に農業者流通公社 (Marketing Organization for Farmers, MOFと略称) が設立された。政府はMOFを通じて生産者から目標価格で米を買い取る義務を有した。この目標価格は農民の生産費・所得保障を考慮に入れたレベルに決められる。だが、この制度のはじまった1974年から、この制度にもとづく米買入停止が決定された83年までの間、MOFによるこの制度にもとづく米の年間買入量が全生産量の1%を越えたのは、たったの2回にすぎな

かったのである。このことの最大の原因は米買入に要する財源の乏しさによるものであった。しかも、MOFの米保管能力が小さかったので、米価格が最低となる収穫期にしばしば精米業者に販売し、米価格をむしろ引下げたという本来の役割とはまったく反対の役割を演じてしまうほどであった。

商業省によって1955年に設立された公共倉庫組合 (Public Warehouse Organization, PWOと略称) は、その本来の仕事である緩衝在庫計画にもとづく米消費者価格の安定化の推進のほか、新たに1981年から生産者価格の維持・安定化を企図した業務をはじめた。とくに後者については、PWOが精米業者から米を買い入れることによって精米価格を維持し、それによって間接的に農民の生産した籾の価格を維持しようとするものであった。しかし、80年代はじめからの米輸出価格の低落はPWOの米輸出収入を減少させ、精米業者に支払われねばならない米買付資金の調達コストがこの収入を上回るようになった。かくして83/84年度のPWOの損失は54億バーツにのぼり、PWOは米買入を停止せざるをえなくなったのである¹³⁾。

さらに、1985年から「最低米価格支持政策」が導入された。これは大まかにいって、①精米業者にタイ銀行から低利融資を行ない、農民からt当たり3000バーツで買付けさせる、②精米業者に大量の米の保管を義務づけるという2点からなっている。しかし、折からの輸出価格の低迷下、精米業者の反対によって、わずか2カ月でこれは廃止され、再び米は自由価格となった。その結果、生産者価格は下落をつづけた。それに対して、86年には以下の政策が導入された。それは①農業協同組合銀行による農民への籾を担保とした低利融資、

10) 辻井博『世界コメ戦争』家の光協会、1988年、p. 118。

11) 辻井博「タイ国ライス・プレミアム政策の実証的経済分析」『東南アジア研究』第13巻第3号、p. 367。

12) 尾崎忠二郎『タイの農業経済』農林水産業生産性向上会議、1959年、p. 200。

13) 以上はFAO第28回米穀政府間部会事務局 (浦田・中野・中山訳) 「タイの米穀政策・最近の事情」『食糧管理月報』第37巻第7号、pp. 48-50による。

②市中銀行による精米業者に対する低利融資、
③内務省、商業省、陸軍による市場価格を上回る価格での買付けである。以上がタイにおける米価格支持の概要である¹⁴⁾。

次に、輸出関連政策に移る。タイ政府は国内需給均衡、国内米価格の安定、財政収入などを目的として、米輸出に積極的に介入してきた。1955年に導入されたライスプレミアム制、輸出税、輸出割当制などはその代表的なものであろう。ライスプレミアムとは米輸出に課される従量税のことであり、従価税である米輸出税とは異なる。後者は基本的に税率が固定されているが、前者の税率は変動する。むしろ、積極的に変動させることによって、タイ政府は米の国内需給調整や輸出拡大に利用してきた。たとえば、国内価格の上昇時にはこれを引上げて輸出抑制策をとり、国内への米出回り量を増やした。また、輸出促進に政策の重点を置く場合引下げられる。86年のライスプレミアムと輸出税の全廃はこの典型的な場合であろう。他方輸出割当て制は米の国内価格が高騰した時に導入される（70年代はじめの食糧危機の時に導入された）が、81年には廃止された。さらに、83年からはこれまで特定業者にしか認可していなかった米輸出について、新規業者の参入を認めた（米輸出免許の自由化）¹⁵⁾。

以上の一連の米輸出に関する規制の撤廃は、タイの米輸出拡大指向を物語ると同時に、輸出増大による国内米価格の間接的価格支持を企図したものである。アメリカが相対的に高水準の価格支持（＝ローンレート）をとり続けているなかでの、タイのこうした米輸出の諸規制の撤廃は両国の米の国際競争力に決定的な差をもたらしたといえよう。こうした事

態に直面して、アメリカにとってはもはやマーケティングローン制度という言いわけ「奇手」によってしか、もともと低価格であるタイ米との国際競争力格差を縮小しうる手段はなかったのである。

Ⅲ. 米政策における財政負担

タイの場合、86年のライスプレミアム制と米輸出税の廃止によって実質的に米輸出からの収入はなくなった。また、もちろん米輸出のための財政負担は一切ない。国内の米価格支持についても、MOFによる直接的な価格支持は83年に停止されたままであり、これ以外には主として精米業者への低利融資によって、彼らにある最低価格水準で農民から米を買い取らせてその保管を義務づけたり、PWOが精米業者から米を買入れるというものであった。また、86年に導入された米生産者価格の下落防止策も農民と精米業者に対する低利融資をその基本としていた。この限りでは、タイの米政策は、実際には農民層のどの程度までをカバーしているのかは別として、形式的には一応間接的価格支持をとっているようにみえる。ここでは財政負担といえば、せいぜい融資の金利とその資金調達コストとの差ぐらいであろう。タイではアメリカや日本におけるような直接的価格支持・所得保障を主体として、膨大な財政負担を伴う米政策は展開されていないといえよう。これはタイの財政負担力にかかわる問題ではあるが、同時にタイ米の低国内価格→低輸出価格というパターンを支える一因となっている。

次に、アメリカ米政策の財政負担についてみることにしよう。表—1によってあたり財政負担からみていく。マーケティングローン制度が導入される以前、たとえば84/85年度ではあたり財政負担（目標価格マイナスローンレート）は107ドルで、市場価格の約半分であったが、同制度導入後の85/86年度

14) 以上は小口英吉「タイの米をめぐる最近の動向」『農林金融』第40巻第6号、p. 367による。

15) FAO第28回米穀政府間部会事務局（浦田・中野・中山訳）「タイの米穀政策・最近の事情（二）」『食糧管理月報』第37巻第9号、p. 41。

表—4 CCCによる米の価格支持・所得保障関係の純支出額¹⁾の推移

(単位: 百万ドル)

年度	1970/71	71/72	72/73	73/74	74/75	75/76	76/77 ²⁾	77/78	78/79	79/80
額	39	42	5	22	15	—	206	145	△66	50
年度	80/81	81/82	82/83	83/84	84/85	85/86	86/87			
額	△76	24	164	664	333	989	961			

注: 1) ローンレート制度, 不足払い制度, マーケティングローン制度, 災害保険等の合計額。

2) 会計年度が7月~6月間から10月~9月間に変更したための調整分を含む。

原資料は USDA, *Budget Summary*, 各年版。

出所: 土屋圭造監修, 大賀圭治編『米の国際需給と輸入自由化問題』農林統計協会, 1988年, p. 90.

ではtあたり財政負担(目標価格マイナスリベイメントレート)は231ドルと市場価格の2.2倍となっている。これは目標価格(328ドル)の70%強を占めている。つまり, tあたり単価でみるかぎり, アメリカの米農場の受取る所得の7割以上が財政負担によるものである。

次に, 表—4はアメリカの米価格支持・所得保障にかかる財政負担の変化をみたものである。とくに83/84年度以降負担が急増しているのがわかるであろう。83/84年度は史上最大の減反計画といわれるPIK(Payment-in-Kind)計画による負担増である。同計画は通常の減反計画に加えてさらに10~30%の範囲で減反すれば, この追加休耕地で生産されるはずであった米の平均単収の80%を現物で補償するというものである¹⁶⁾。85/86年度以降の財政負担の著増はマーケティングローン制度の導入によるものであろう。米農場の生産調整計画参加率をみても, 85/86年度以降は90%以上という高率となっている。一方では高めの目標価格の設定やマーケティングローン制度の導入, 他方では農場受取市場価格の低落という条件のもとで, アメリカの米農場の大多数は生産調整計画に参加せず任意に米の生産・販売を行なうよりも, 生産調整

計画に参加して不足払い等の政府による支払いを受取る選択をしたのである。

服部信司によると, 85/86年産米への財政支出(価格支持コスト)は9.5億ドルとなっているが, これは全農産物の価格支持コストの3.7%を占め, これをアメリカの全農場数(約224万)の0.5%を占めるにすぎない米農場(1.1万)が受取っている。これを1農場平均でみると, 米農場では8万2700ドルとなり, 小麦農場の11倍, トウモロコシ農場の5倍, そして全農場平均の8倍になる¹⁷⁾。同様の結果は辻井博にもみられる¹⁸⁾。また, 日本の米生産にかかる財政負担との比較について, 服部は日本の米農家一戸当たり財政支出は18.8万円(1984年)——食管の米関係費プラス水田利用再編対策費の合計を米生産農家数で除したもので, つまり6961億円÷370万——であり, これは1986年の平均レートである1ドル=169.6円で換算して, アメリカの米農場の75分の1にすぎないとされている。さらに, 服部はこの問題に関連して, 日本における米の位置はアメリカにおけるトウモロコシか小麦に相当することを確認された後, 日本とアメリカの米と小麦の財政負担合計額を算出されている。それによると, アメリカは84

16) 薄井寛『アメリカ農業は脅威か』家の光協会, 1988年, p. 115.

17) 服部信司『アメリカのコメと牛肉』富民協会, 1987年, pp. 61-62.

18) 辻井博, 前掲書, pp. 65-66.

／85年度、85／86年度平均で8539億円（レートは前述と同じ）、日本は8157億円（1984年の食糧の米麦関係費プラス水田利用再編対策費）となり、ほぼ同額である¹⁹⁾。

なお、辻井によると、アメリカは1986年において全農産物の価格支持関係支出額 258 億ドル以外に、P L 480 号などに代表される政府ベースの食糧輸出（援助）が約12億ドル、フードスタンプにみられる低所得者層への食糧の無料配布が182億ドルにのぼり、これらはいずれも間接的価格支持コストとみなされる。したがって、アメリカの1986年の直接・間接の農産物価格支持額は452億ドル（1ドル＝150円として約6兆8000億円）となり、同年の日本の農林水産関係予算の3兆1000億円、食糧管理費6000億円のそれぞれ2.2倍、11倍となる²⁰⁾。

IV. 米政策の課題

タイの米流通はその8割が籾仲買人（ほとんどが華僑）ルートを通じたものであり、農協ルートを通じてのものは少ない。日本の生産者米価に相当する農家庭先価格は、農民がしばしば籾仲買人に債務負担があるため買叩かれる。表一5は農家庭先価格が一度も政府指導価格（政府が米の再生産可能な価格水準として設定しているもの）水準になったことがないことを示している。しかも、この農家庭先価格の水準は世界で最も競争力があるとされるタイの米輸出価格の2分の1から3分の1の水準なのである。驚くべきことであろう。タイ米の輸出価格の低さは米生産の粗放性ととともに、籾仲買人や精米業者の買叩きによる農家庭先価格の低位と関連している。この農家庭先価格の低位性とタイの米作農民の低生活水準とは相互規定的関係にあるといえ

よう。82／83年の全国平均のタイ農家経済における収支残高は約3000バーツであり、また85年1月に実施された最低賃金は最も高賃金の首都圏で1日70バーツであった。農家庭先価格の低迷がつづくなかで、家計費と経営費の支出は増大傾向にあり、その結果、一家総ぐるみでの農外兼業への傾斜を強めることによってそれらの支出増をカバーしていかざるをえない農家経済構造となっている²¹⁾。このことが安いといわれるタイ米を支えているのである。タイにとっては、大多数の貧困な農民に対し、米の再生産が可能な水準を保障する価格支持・所得保障政策を確立・導入し、華僑を中心とした籾仲買人、精米業者、輸出業者による米流通の独占的支配を除去することが必要であろう²²⁾。

次にアメリカの米政策について、ここでの問題の第1は、米への連邦政府の直接支払い（不足払い、災害保険、転作奨励金）の合計が1経営者あたり5万ドルの上限を設定していることである。これは大規模米農場が上限の5万ドルすべてを受取れる規模への、いくつもの経営分割を行なうことを意味する。その結果、大規模米農場への政府直接支払いは非常に大きくなり、中規模以下の農場との政府直接支払い額の格差は社会的不公平感を生み出すと同時に、これは中小規模農場と比べて、ますます大規模米農場の優位性を強固なものとするだろう。ただ、このことはアメリカの大規模米農場の国際競争力向上とは結びつかない。大規模米農場の経営分割は、アメリカ稲作のもつ規模の経済性を低め、生産コストの上昇を通じてむしろ国際競争力を低下

21) 森田功「タイ米はなぜ安いのか(下)——その背景にある農業・農民の実態——」『あすの農村』1987年2月号, pp. 53-54.

22) 多国籍アグリビジネスの規制も重要性をもっている。この点については、森井淳吉「タイの米輸出をめぐる問題」『流通』第2号, 1989年, pp. 105-106を参照。

19) 服部信司, 前掲書, p. 64.

20) 辻井博, 前掲書, pp. 66-67.

表—5 タイの米価実態

(t 当たりバーツ)

	農家庭先価格 (粍)			バンコク卸売価格					バンコク 輸出価格 白米 (碎米5%)
	雨期作	乾期作	(政府指 導価格)	粍		精米			
				雨期作	乾期作	100%	碎米5%	碎米10%	
1978/79	2,187	2,164	(2,400)	2,709	2,584	4,809	4,522	4,430	6,791
1979/80	2,609	2,544	(3,100)	3,260	3,159	5,928	5,671	5,543	8,837
1980/81	3,068	3,195	(3,500)	3,746	3,585	6,778	6,500	6,307	11,349
1981/82	2,836	2,859	(3,750)	3,137	2,917	5,939	5,452	5,200	6,781
1982/83	2,850	2,526	(3,300)	3,228	3,122	5,838	5,488	5,287	6,348
1983/84	2,824	2,894	(2,800)	2,993	2,797	5,012	4,859	4,801	6,869
1984/85	2,880	2,985	(3,000)	2,759	2,657	4,732	4,610	4,545	5,770

注：原資料はタイ農業経済局、タイ国銀行資料。

出所：森田功「タイ米はなぜ安いのか(下)」『あすの農村』1987年、2月号、p. 51.

させる要因となるだろう²³⁾。

第2に、86年から導入された50/92条項である。これは作付許可面積の50~92%の範囲に作付けし、残りを休耕保全した場合、作付許可面積の92%に相当する不足払いを受取ることができるというものであった。したがって、この条項を受入れている米農場は耕作するより不足払いを獲得したほうがプラスになるような、つまり相対的に高生産費のかかる農場であるといわれている。また、50/92条項によって作付面積は減少したが、単収の増大によって米生産量はそれほど減少しなかったのである²⁴⁾。

第3に、マーケティングローン制度である。この制度については輸出補助金ではないという説明がある。確かに、「マーケティングローンは輸出される米のみの価格を引き下げのではない点で一般の輸出補助金制度とは異なっている。しかし、新たに融資レートと世界市場価格との差額を政府財政で負担することによって輸出価格を引き下げる点で²⁵⁾」、まさ

に貿易歪曲効果のきわめて大きい実質的輸出補助金であるといえる。

タイの米輸出価格の低位性はとくに天水田地帯に特徴的にみられる超粗放栽培という技術的特異性と米生産農民の貧困性に基礎づけられており、またアメリカの米輸出価格はこのようなタイ米価格(=国際米価格)の水準にマーケティングローン制度を通じて政策的(人為的)に引下げられたものである。このことは米の貿易率の低さとともに国際米市場の不安定性・特異性を示している。95年度から、われわれはガットウルグアイラウンド農業交渉合意にもとづく米のミニマムアクセスの受入れによって、このような性格をもつ国際米市場とダイレクトにかかわる義務を負ったのである。「新しい食料・農業・農村政策の方向」の公表、食糧管理法に代わる「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の制定とともに、この問題は今後の日本の米政策を考える際、最も重要なポイントといえよう。米生産はいわゆる「個別・組織経営体」に集中させ、他方、米流通・価格形成はでき

23) この点について詳しくは辻井博、前掲書、pp. 50-61を参照。

24) 同上書、pp. 48-49を参照。

25) 横山英信「1980年代におけるアメリカ米輸出

政策の展開」『農産物市場研究』第29号、1989年、pp. 65-66。

る限り市場原理を貫徹させるとともに、国境措置はミニマムアクセスを通じた部分開放で対応するというのがわが国農政当局の示す米政策の方向なのである。大規模機械化農業の推進、農業における経済合理性の追求と自由貿易の受入れという1961年農業基本法制定以降の「近代化農政」の基調に大きな変化はないといえよう。環境・国土・景観保全や地域

経済の発展における農業の役割の重要性を再認識し、環境政策や地域政策をとりこんだ農政に転換したEUと比べると、先進国農政のあり方として問題があるだろう。また、国民の大多数の求める安全な食糧（たとえば有機農産物）の供給に対し、上述のような農政の基調はどう応えうるのであろうか。